



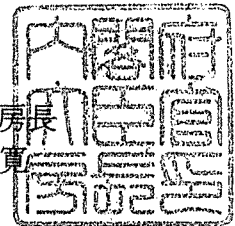
甲第 9 号証

府 人 第 7 2 8 号
令 和 3 年 6 月 2 1 日

行政文書不開示決定通知書

福田 護及び別紙請求者目録記載の者 殿

内閣府大臣官房長
大塚 幸寛



令和3年4月26日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

3 担当課等

内閣府大臣官房人事課庶務・文書係

TEL：03-5253-2111（内線31311）